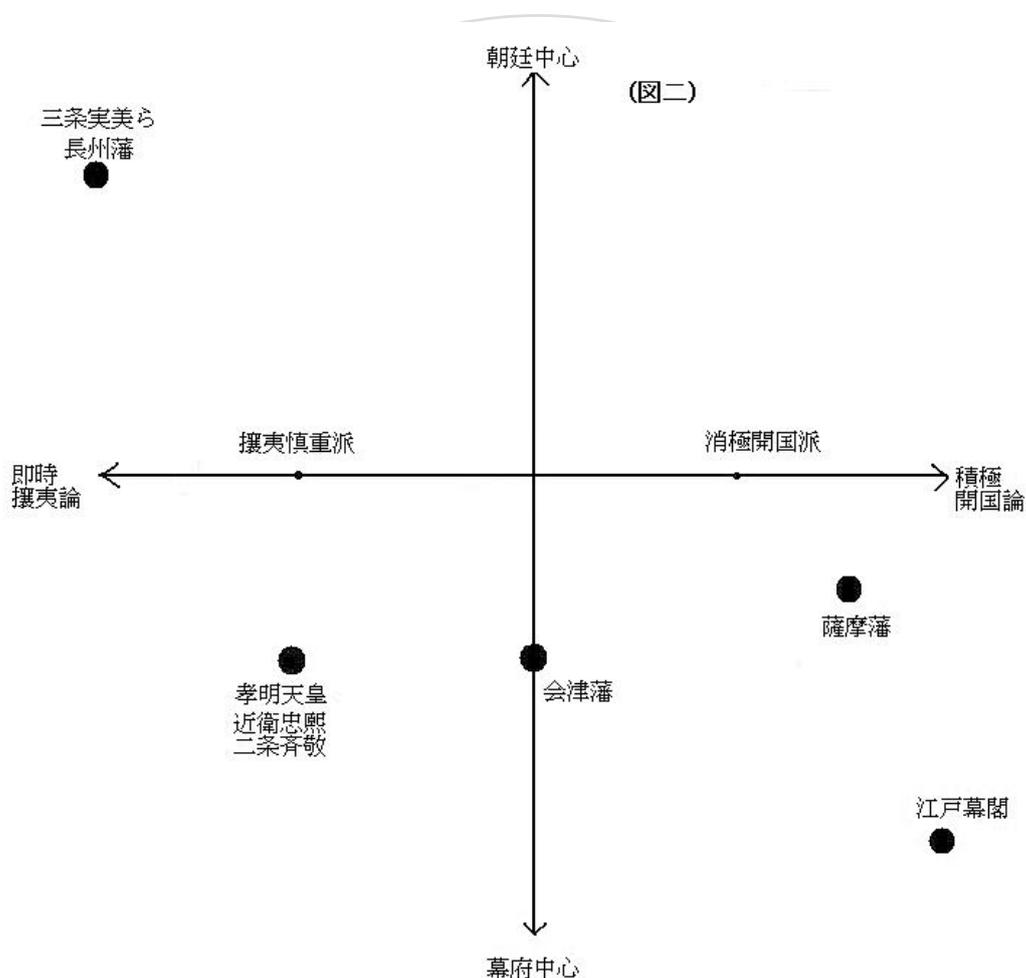


## 第二章 八月十八日の政変まで

### 第一節 文久三年前半の時勢

幕末の日本は、強大な兵力を持つ西洋諸国に対抗するために、国内に二つの大きな対立軸が生じた。一つは、対外方針として出された攘夷・開国をめぐる対立である。もう一つは、対内方針として、挙国一致の体制を以て国難に臨むという「公武合体」の大前提の下で、政治を行うに際し、朝廷を中心にするか、或は幕府を中心にするかである。



図二で示したように、攘夷・開国をめぐる対立軸において、さらに四つの段階に分けることができる。攘夷を主張する側では一刻も早く実行を望む即時攘夷派と、外国との武力の落差を考慮する上で行動する攘夷慎重派との対立があり、開国を主張するでは積極開国派と消極開国派との対立がある。さらに、国内体制をめぐる対立は、従来のように天皇から征夷大将

軍に国政を委任し、幕府が諸事を担うという大政委任的公武合体路線と、朝廷の権威の伸張を求め、朝廷の下で幕府と諸侯との結合を望み、最終的には諸侯会議を目指すという王政復古<sup>22</sup>的公武合体路線である。幕末の政争は、諸勢力が対立軸のどこに自分のポジションを置くかによって発生したといえよう。

幕府が安政五カ国の条約の締結に際し、朝廷への奏聞を口実として時間稼ぎしたせいで、朝廷の発言権が増大し<sup>23</sup>、文久二年（1862）から三年の前半にかけては、攘夷論者がこぞって京都に入り、公家に献策し、政治の中枢が京都に移りかけた。当時の状況は、『京都守護職始末』に

特に京師では、諸藩脱藩の武士や草莽の徒がみずから有志者と名のって、さかんに攘夷を主張し、陸續として踵を接し、公卿の門に入説した。およそこの徒の言うことは、幕府が開国を断行したのは、多年昇平になれて遊惰にながれた余弊のしからしめるところで、おぞくも外国人の威嚇に恐怖し、決然とこれと争う勇氣なく、一時の偷安に出でたものだとし、外国人を夷狄禽獣と呼び、嗷々として鎖国攘夷を口にするが、さて一つとして確固とした定見があつてのことではなく、はなはだしいものは昔の元寇とくらべての神風の靈驗を頼むものさえある。<sup>24</sup>

とある。幕府の権威が地に堕ち、その外交政策を西南雄藩を主体とする上京した諸藩藩士の間では「偷安」、「因循」、「幕習」などと貶された。攘夷論者は、外国人を「夷狄禽獣」と呼び、幕府の開国政策の代わりに、「鎖国攘夷」を唱えた。つまり、当時上京した攘夷論者が、外国に対して激烈な思いを抱えており、即時攘夷論を主張している。『鞅掌録』によると、これら即時攘夷派論者は「薩州・長州・土州及熊本・因州・備前・阿波・久留米・津和野等ハ尤モ多」く、彼らは「関東ヲ排撃スルモノハ勤王ト」し、「其極必ス王政ヲ復（筆者注一復カ）古シ土地人民ヲ挙ケ京師ニ献スルニ至」<sup>25</sup>るといふ。当時、西南地方の諸藩<sup>26</sup>の者を主体とした即時攘夷論者が、

<sup>22</sup> 政変後、孝明天皇は島津久光宛に送った手紙の中に「関東へ委任と、王政復古との両説これあり」と提起し、久光の意見を求めた。この手紙は『京都守護職始末』（一、p222）や『続再夢記事』（二、p166）に収録されており、文久三年の時点では「王政復古」という文言が既に使用されていることが確認できる。

<sup>23</sup> 井上光貞ら編、『日本歴史大系』12（開国と幕末政治）、山川出版社 1996、p17～18。

<sup>24</sup> 『京都守護職始末』一、p11。

<sup>25</sup> 「鞅掌録」一、『会津藩庁記録』三、p358～359。句読点は解説の便宜上、筆者が付け加えたものである。以下引用した史料も同じく、句読のないものには筆者がつけ加える。また、説明の文書において重要な部分だけ再引用した場合は、読み下し文に変えて説明する。

<sup>26</sup> 薩摩（鹿児島県）・久留米（福岡県）・熊本（熊本県）は九州にあり、長州（山口県）・

攘夷を實行しない幕府の代りに、天皇親政を薦めた状況が伺える。しかし、原口論文によると、文久三年の段階では、彼ら攘夷論者は朝権の伸張を望み、朝主幕従の政治体制を築き上げようとしただけで、慶応年間（1865～1868）の討幕運動とは別物である。<sup>27</sup>

公家に入説する代表的な人物として、長州藩士久坂玄瑞、土佐藩士武市瑞山や久留米藩の真木和泉らがいるが、彼らの説に耳を傾けたのは、国事掛に携わる少壮公家たちである。『鞅掌録』に、

客歳十二月新二命セラレシ国事懸ニハ、近衛殿下忠熙公、前右大臣鷹司輔熙公、左大臣一條忠香公、右大臣二條斉敬公、青蓮院尊融親王、内大臣徳大寺公純卿、近衛左大将忠房卿、大納言広幡忠礼卿、三條西季知卿、中納言庭田重胤卿、中納言徳大寺実則卿、宰相中将六條卿、中納言日野資宗卿、左衛門督重徳卿、三位長谷信篤卿、少将河緒公述朝臣、侍従裏辻公愛朝臣、権右中辨万里小路博房、中務少輔勘解由小路資生ナトニシテ、其所見異聞アリト雖、又入説ノ為ニ動カル、モノ多シ。議奏ニハ中納言三條実美、大納言中山忠能卿、中納言飛鳥井雅典卿、大納言正親町三條実愛卿、宰相中将阿野公誠卿等、伝奏ニハ坊城大納言俊克卿、野宮宰相中将定功卿等、其他豊岡大蔵卿随資卿、滋野井実在中将、姉小路公知少将、橋本少将実梁、中山侍従忠光朝臣等、好テ激家ノ言ヲ用ラレ、是ニ於テ浪士一タノ談或ハ漂然天下ノ勅トナルモノアリ。<sup>28</sup>

とある。国事掛は文久二年（1862）十二月九日に設置されたもので、これに任命された公家は家格を問わず、朝議に参加し、国事を討議することができる。『京都守護職始末』によると、これは「癸丑〔嘉永六年〕、甲寅〔安政元年〕以来、国事多端の折から、広く人材を登庸する途をひらかねばならない」ことに起因し、「関白両職の他に、行政の機関を改定するのは、徳川氏執政以来の一大変革」と評している。<sup>29</sup> 藤田覚『幕末の天皇』によると、江戸時代の朝廷内部および朝幕関係の政務を実質的に処理していたのは、関白と両役（武家伝奏・議奏）であり、彼らは幕府から役料を支給され、関白・武家伝奏の任免は幕府の同意を必要としていた。<sup>30</sup> つまり、国事掛の成立によって、幕府は従来のように関白や両役を使って朝政を思う

---

因幡（鳥取県）・備前（岡山県）・津和野（島根県）は本州南部で、土佐（高知県）・阿波（徳島県）は四国にある。以上の諸藩はすべて日本国の西南部に位置づけられている。

<sup>27</sup> 原口清、「文久三年八月十八日の政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p186～193。

<sup>28</sup> 「鞅掌録」一、『会津藩庁記録』三、p359～360。

<sup>29</sup> 『京都守護職始末』一、p40～41。〔〕内の注は校訂者遠山茂樹によるものである。

<sup>30</sup> 藤田覚、『幕末の天皇』、講談社 1994、P18～20。

がままにすることができなくなり、幕権の後退を促したといえよう。

また、「浪士一夕ノ談或ハ漂然天下ノ勅トナルモノ」、すなわち公家への入説を通して浪士の説が勅になったものとして、たとえば文久三年二月十一日に起きた攘夷期限の議論がそれである。それは肥後藩士轟木<sup>31</sup>武兵衛らが関白鷹司輔熙に建言したものであり、轟木武兵衛らは実行しないと自刃すると迫ったので、関白はやむをえず参内し、これを上申したが、天皇はこれを許さなかった。ところが、退朝後、三条実美ら十三人の公家が勅使として、將軍後見職である一橋慶喜に早く攘夷期限を定める勅命を伝えた。そこで、幕府の要路が急遽に会議を開き、將軍上洛後二十日をもって期限とすることに決めた。<sup>32</sup> これに類似したことはいくつもあり、いわゆる「偽勅」とはこの類であろう。八月十八日の政変に直接かかわった大和行幸親征の詔も、久留米藩の真木和泉による献策から出たものである<sup>33</sup>。

このように即時攘夷派の勢力が広まったのは、孝明天皇の夷人嫌いに根がある。弘化三年（1846）八月二十九日、異国船が日本近海に出没することに関し、孝明天皇は幕府に「洋蛮之不侮、小寇不畏大賊、宜籌策有之、神州之瑕瑾無之様精々御指揮候」という勅を下した。<sup>34</sup> ペリー来航以前から、国の危機を感じ、外国に敵意を持っているように見える。文久三年（1863）五月十日の攘夷実行の日には、「譬皇国一端黒土ニ成候共、開港交易ハ決而不好候」<sup>35</sup>との宸翰を公家たちに示し、七月五日には一橋慶喜への勅書に「攘夷之儀ハ先年來勸慮御一定、仮令皇国焦土ト相成候共、聊不被為厭、醜夷塵戦、祖宗へ之御申訳被遊度」<sup>36</sup>と述べた。孝明天皇は公武合体論の支持者で、攘夷慎重派であることは後述するが、度々このような強烈な攘夷宣言をしている。そのために朝議も次第に攘夷実行のほうに傾いたといえよう。

各地から志士と称する者が京都に集まるに従い、京都の治安も悪化していった。天誅という名の私刑制裁や張り紙が乱発し、朝幕要路の人物の家来を殺し、首や手をその館に投げ込み、種々要請することがあった。『官武通紀』に、

**浪士之勢益盛にして、京撰之政事彼より相出候様罷成、天朝に而相制兼候**

<sup>31</sup> 『京都守護職始末』・『七年史』には「轟武兵衛」と記したが、『明治維新人名辞典』（日本歴史学会編、吉川弘文館 1981）には「轟木武兵衛」とあったため、轟木と統一する。

<sup>32</sup> 北原雅長、『七年史』上、p188～190、マツノ書店 2007 復刻。

<sup>33</sup> 「鞅掌録」一、『会津藩庁記録』三、P492。詳しくは第三章で述べる。

<sup>34</sup> 宮内省先帝御事跡取調掛編、『孝明天皇紀』一、平安神宮 1967、p255。

<sup>35</sup> 『孝明天皇紀』四、p610～611。中川宮は当日不参ゆえ勅書を下した。

<sup>36</sup> 同上、p657。

者は、却て浪士之に相掛申候、島田左兵衛<sup>37</sup>等を殺害致候一條、推而可知事に御座候、且又此節市中に而錢相場を貴く仕候者有之候処、諸民之難儀に相成候間、早速殺害可仕杯と申触し候故、市中之者大に恐怖し、俄に以前之通之相場に復し候由、諸事右之次第、諸有司之勢より却而浪士之勢盛に罷成、所謂浪士国命を取候形勢に相成申候、長大息之事に御座候、<sup>38</sup>

という風説が記されている。その頃、「京撰の政事彼（＝浪士）より相出」て、それらを抑制しようとする者などは殺され、「諸有司の勢より却て浪士の勢盛に」なった状況が伺える。『京都守護職始末』によると、「当時、彦根の藩兵が京都守衛に当たっていたが、この暴勢に辟易して手の下しようもな」かった。<sup>39</sup> 文久二年（1862）四月の寺田屋騒動<sup>40</sup>に際し、所司代酒井若狭守忠義は「倉皇其官邸を出で、二条城に入りて戦備を為し、其職責を尽すに違あら」<sup>41</sup>ずという。これによって所司代は治安維持に無力であり、京都の情勢は譜代重臣である井伊・酒井<sup>42</sup>さえ手に負えなかったことが明白となり、幕威が頓挫した。同年閏八月、御三家に次ぐ親藩の会津藩主松平容保に京都守護職の任命が下った背景がここにあった。

ところが、要人の暗殺活動は幕府寄りの者に対してのみではなく、浪士と連携を持つ国事掛の少壮公家に対しても行われている。文久三年（1863）五月二十日、姉小路公知が退朝後、朔平門外で暗殺された。翌二十一日の夜、学習院門扉に三条実美を「姉小路と同腹、公武御一和を名とし、実は

<sup>37</sup> 島田左近、九条家家士。安政五年彦根藩主井伊直弼の謀臣長野主膳と通謀して幕府の条約勅許奏請に反対する関白九条尚忠に入説し、尚忠をして幕府に加担させる事に成功し、安政の大獄に際して朝臣・志士らの行動を逐一探索摘発して幕府に報知し、或は和宮降嫁の議に際し幕府のために斡旋をつとめた。文久二年正月に九条家の侍として従六位下左兵衛権大尉に叙任されているが、同七月二十日薩摩藩士田中新兵衛らに暗殺され、二十三日四條河原に梟首され、幕末京都におけるいわゆる天誅の発端となった。（『明治維新人名辞典』、p492～493）

<sup>38</sup> 玉虫左太夫、「官武通紀」九（文久二年）、『確定幕末史資料大成』、日本シエル出版 1976、p228。

<sup>39</sup> 『京都守護職始末』一、P12。

<sup>40</sup> 文久二年（1862）四月二十三日、伏見の船宿寺田屋において薩摩藩尊攘派が弾圧された事件。その年の三月、薩摩藩主島津茂久の実父久光は、公武合体・幕政改革の実現を企図して、藩兵千人を率いて上京した。尊攘派はそれを攘夷決行の好機到来と見て、続々と京都内外に終結し、その軍事力を利用しようとしたが、島津久光の命令で鎮圧され、ここに薩摩藩の尊攘運動は消滅した。以降、薩摩藩に対する尊攘派の期待が幻滅し、薩摩藩が主導する公武合体運動と尊皇攘夷運動は正面から対立するに至ったのである。（国史大辞典編集委員会編、『国史大辞典』九、吉川弘文館 1988、p924～925）

<sup>41</sup> 『七年史』上、P36。

<sup>42</sup> 京都の守衛に当る彦根の井伊家と、所司代を勤めた小浜の酒井家は、土井・堀田とともに幕府の大老を勤める家格である。大老は将軍を補佐する最高の職で、地位は老中以上であり、幕政を統轄する地位であった。通常、十二万石以上の譜代大名から任命され、官位は四位少将、四位中将などであった。（『国史大辞典』八、P920）

天下の騒乱を好み候者」<sup>43</sup>と罵り、辞職隠居を迫る張り紙が張りつけてあった。当時国家の現状を憂い、過激な道に走ったものは、必ずしも三条実美らと同意ではなかったことを物語っている。一方、朝廷内においても、三条実美ら即時攘夷論者に不満を持ち、倒そうとする勢力が密かに形成されていた。前関白近衛忠熙、右大臣二条斉敬、青蓮院尊融親王（のち中川宮と称し、以下は中川宮と統一する）、内大臣徳大寺公純、左大将近衛忠房ら上層公家がそれであった。彼らも国事掛にいるが、攘夷慎重論を唱え、浪士の入説に動じなかった。その上、幕府側の京都守護職や、公武合体論を主張する薩摩藩と手を握った。これがのちの八月十八日政変の推進者ともなる者たちである。

## 第二節 政変前の京都守護職

### 一、公武合体の推進役

文久二年（1862）閏八月朔日、会津藩主松平肥後守容保に京都守護職の任命が下った。前節でも述べたように、これは従来の体制では、京都の治安は維持できそうにないと幕府が判断した上での任命である。七月二十八日、総裁職松平慶永は会津藩家老横山主税常德を江戸城に呼び出し、松平容保を京都守護職に任ずる内命を伝えたが、松平容保は自分が不肖にして大任に当り難く、かつ会津藩が京都に遠く、京地の習俗を知らないといって固辞していた<sup>44</sup>。八月七日、松平慶永はさらに書を贈り、京都守護職の就職を勧めた。その書に、

〈前略〉…而して方今、京師のほうよりしきりに風説も相きこえ、不穩の様子、殊に薩州屋敷も（御出勤の上委細申し上ぐべく候）いつ暴発の患も料りがたく、そのうえ伝奏より三郎高官位任叙の儀も申し越し（このころ島津三郎に官位任叙の内命があり、後につまびらかである）、刑部殿（一橋慶喜）はじめ一同深くこの節憂痛至極に御座候。それについても、京都御手薄にてはなにぶん相成りがたく、是非にも御請なさらず候では、公武御合体に至り兼ね申すと存じ奉り候。当今（この二三日）右の仕合ゆえ、なにとぞなにとぞ一旦御受けにさえ相成り候えば、その上

<sup>43</sup> 『七年史』上、p305～306。

<sup>44</sup> 『京都守護職始末』一、P76。

の御内願筋などは小生が尽力申し、是非々々御都合相成り候よう取りはからい申したく存じ奉り候。…〈中略〉…土津公（原書注—会津藩祖先中将正之候の神諡、正之公は徳川二代將軍秀忠の三男である）以来の家柄と申し、旁々当今の艱難を御亮察下され、只今御受け相成り候わば、將軍家の重じさせられる京師の信義も相立ち、私共に於ても有難く存じ奉り候。…〈中略〉…徳川氏の信不信の相立ち、公武御合体の有無は貴兄の御受断不断にあり。…〈後略〉<sup>45</sup>

とある。松平容保の守護職任命の背景には、京都の治安問題のほか、京都での薩摩藩の評判の上昇が挙げられている。薩摩藩の「国父」（藩主の実父）島津久光は寺田屋騒動と生麦事件<sup>46</sup>を経て、公家にも志士の間にも名声が伝わり、彼をして京都守護に任じようとする動きさえあった。「伝奏より三郎高官位任叙の儀」とはそのためである。『京都守護職始末』によると、幕府はこれを聞き、「外藩を京都の守護職にするのは得策でないばかりか、しまいには政令が分岐する害をきたす恐れがあり、人心が帰嚮に迷うようにもならぬとも測り難い」と、親藩から守護職を選ぼうと考えたという。<sup>47</sup> 松平慶永の回想によると、京都守護職は「所司代の頭に据」えるもので、「会津は大身にも有之、兵力もあり、公家及諸藩を圧倒するハ、会津にあらされは、とても持堪へかたしとの廟議」であった。<sup>48</sup> つまり、京都守護職は所司代の直属上司として、京都の治安を維持し、幕府の統制に抗う公卿・諸藩（前節で述べた三条実美らや攘夷論を唱える浪士）を抑え、朝幕関係の安定を守るように期待されていたのである。

会津藩は陸奥国にあり、二十三万石を領有し、溜間詰<sup>49</sup>に列している。

<sup>45</sup> 『京都守護職始末』一、p22～24。（）内は著者山川浩による注であり、傍線は筆者が付け加えたものである。この手紙は『七年史』上（P84～86）にも収録されているが、送り仮名や文言に少し違いが見られ、島津久光に関しては一切触れておらず、「別て方今京師の様子、不穩に相聞」という一言で済ませた。

<sup>46</sup> 文久二年（1862）八月二十一日、島津久光が勅使大原重徳を擁して江戸へ東下し、幕政改革の朝命を伝え、帰洛の途についたが、その行列は神奈川近郊生麦村において、四人のイギリス人と遭遇し、薩摩藩士はそれらが無礼のかどで斬りかかった。英国は犯人の検挙、外国人遊歩の保護などを幕府に提出し、翌年二月に謝罪と賠償金を要求した。文久三年五月、老中格小笠原長行は償金四十五万ドルを支払い、陳謝状を交付したが、薩摩藩と英国との間では戦争となり、九月以降やっと和議が成立し、薩摩藩は償金二万五千ポンドを幕府から借りて支払い、犯人の処刑を確約して解決した。（『国史大辞典』十、p732～733）

<sup>47</sup> 『京都守護職始末』一、p21。

<sup>48</sup> 「逸事史補」、松平春嶽全集編纂委員会編、『松平春嶽全集』一、原書房 1963、P306。

<sup>49</sup> 江戸城の中の席順として、控室として使う部屋によって大名のランキングが決めている。御三家（尾張・紀州・水戸）は大廊下上ノ部屋で、加賀藩と家門の越前家（津山と福井）や將軍の庶子を養子として受け取った藩は大廊下下ノ部屋に詰める。その次が溜間詰であり、譜代大名は帝鑑ノ間、菊ノ間、鴈ノ間という順に詰める。一方、外様大名は大広間を魁とし、薩摩・長州がこれに属する。次に柳ノ間席がある。代々溜間詰に列

松平慶永の「幕儀参考」によると、將軍は天下の大事に関係することなどについて、「必溜詰ヲ召シテ下問」<sup>50</sup>するという。実際、松平容保は文久二年（1862）五月三日から幕府の政務に参加するように命じられた。<sup>51</sup> また、「大老ハ多分溜詰中ヨリ被申付ナリ、予カ総裁職ニナリシ年、松平容保京都守護職ヲ申付ラル、モ、矢張此例ナリシトシルベシ」とある。<sup>52</sup> 大老は非常の時にだけ幕閣の頂点に置かれる職であり、京都守護職は地位といい、性質といい、それに似通っているといえよう。

次に、この手紙から、松平慶永ら幕府首脳は京都守護職に対して、公武合体の推進を期待していることがわかる。「京都御手薄」のために守護職を設けたとはいえ、朝廷・公家の庶政を担う所司代の上に据えるものとして、所司代よりもいっそう京都守護職に朝幕間のパイプ役を果たすことに期待をかけているのも当然のことであろう。『京都守護職始末』には拝命後の松平容保について、「輦下の鎮護が職責であるにはちがいないが、目的は公武の一和にある」と述べている。<sup>53</sup> この理念は京都守護職在任中において、会津藩主従の行動のモットーとなったのである。

文久二年（1862）十月、松平容保には、上京の日程を延し、近いうちに勅使として東下する予定の三條実美らのために、勅使の待遇を改めるように幕府に建言せよという御内沙汰書が下った。『七年史』に、

十七日、肥後守容保は、登城せしに、閣老等は頻りに上京の急ならんことを促されしかば、肥後守は曰く、勅使待遇の礼定まらざれば、公武の御一和は期すべきにあらば、勅使の下向を待ち、其礼の定まるを見て出発すべし。小笠原図書守長行が曰く、貴下の職は、京都守護にあらずや、速に上京して其任に当らず、他事のために、出発延引せらるるは、寛緩其を曠うするにあらずや。肥後守勃然として曰く、貴下の就職日浅ければ、<sup>54</sup> 予が奉職の理由を解せざるべし、上途の準備尽く成るも、発駕し能はさるものは、別に大旨趣の存するにあり、単に其地に在るを主とせば、予が守護職たるも何の益かあらん、予は本職を辞退すべしとて、直ちに退城し、病と称して又出でず。<sup>55</sup>

---

するのは会津・高松・井伊の三家のみで、ほかに桑名の松平家・庄内の酒井家などは功労がある場合に、一代限り、或は二三代継ぐこともある。（「幕儀参考」、『松平春嶽全集』一、P444～448）

<sup>50</sup> 同上。

<sup>51</sup> 『会津松平家譜』、飯沼関弥発行 1937、p227。

<sup>52</sup> 「幕儀参考」、『松平春嶽全集』一、P446～447。

<sup>53</sup> 『京都守護職始末』一、p30。

<sup>54</sup> 小笠原長行は文久二年（1862）九月十一日に老中格に任命されたばかりである。（『日本史総覧』IV、近世一、児玉幸多ら編、新人物往来社 1973、p25、p35）

<sup>55</sup> 『七年史』上、p122～124。

とある。この一件があったため、幕府は遂に勅使待遇の旧例を棄て、鄭重の式に改定したという。<sup>56</sup>

松平容保が言う「奉職の理由」は、拝命前に諫止の家老たちに述べたところによると、「そもそも我家には、宗家と盛衰存亡をともにすべしという藩祖公の遺訓がある。そのうえ数代隆恩に浴していることを、余不肖といえども一日も報効を忘れたことはない」<sup>57</sup>ということである。親藩として、宗家である徳川家と共に滅びても力を尽す心積もりだった。そして、松平慶永の説得を受け、京都守護職としてできることは、幕府と朝廷との間に介して両者が仲良くできるように周旋することであると認知したのである。幕府にとって勅使待遇の改善は、我を折り公家に阿諛することに近いが、それに几帳面に対応しないと、尊王を唱える世の中では悪評を買うことになり、公武合体に妨げることになると松平容保が考えたのであろう。

このように、松平容保には、徳川家の天下を挽回するためには公武合体が唯一の方法であり、そのためなら幕府側が少し曲げても構わない、そういう柔軟な姿勢が伺える。文久二年（1862）九月、彼が幕府に呈した公武一和について意見書にも同じような意気込みが見られる。その書に、

〈前略〉…家来どもへ申しつけ、内外の衆議を聞きとらせ、かつ京師へもつかわし、彼の地の様子も伺わせ候ところ、主上においては鎖国攘夷と御確定あそばされ、したがって京中にはもちろん、関西の列侯、諸浪士までも開国の説を相唱え候者は頃日これなき程に承わり候。右の通り、夷人を嫌い候人情に候ところ、公辺においては、ますます夷人を御叮嚀に御取扱いの御都合より、人気騒々しく、種々の変乱も出来仕り候と察せられ候。…〈中略〉…このうえ御殿山の夷館出来、御府内へ常住致し、諸港御開きに相成り候わば、御逆鱗は申すに及ばず、列藩の動揺に相成り、皇国総容の居合、必至と宜しからず、いかようなる異変出来候も計りがたく候間、いづれにも叡慮に応じ、人情に相叶い、御国体も相立ち、君臣御一致の御処置肝要と存じ奉り候。長崎、箱館、横浜の儀はこれまで通り据え置かれ、御殿山の夷館、摂泉の開港、御府内の留住、遊歩の事など、御英断御拒絶あそばされたく候。…〈中略〉…しかるに、前文の通り主上もつぱら鎖国をおぼしめされ候ところへ、三港差置き候と申すにては叡慮にもとり候ように候えども、長崎は昔年よりの開港場なり、下田開港の儀は主上にも御余儀なしと御聞入れに相成り、かつは宇内の形勢熟考仕り候ところ、海外万国日々に開け、往来互市いたし、各々権利を争うの時勢に相成り、皇国のみ鎖国孤立と申すにては、彼の事情を知ってその長所を取

<sup>56</sup> 『七年史』上、p124。

<sup>57</sup> 『京都守護職始末』一、p26～27。

るに由なく、攻守の道も充分届きがたく、すでにこれまで往来互市候えばこそ、大艦、巨砲もでき、海軍の御備えも相立ち、武備充実の助けと相成り候儀顯然に御座候間、三港はそのまま据え置かれ、条約制度改正致し、万一も我が制度を破り、無礼不敬の儀これあり候節は、すぐさま御打払いに相成り候わば、すなわち攘夷の御主意に相叶い、叡慮を安んじ奉り、人心も居合い申すべくと存じ奉り候。…〈後略〉<sup>58</sup>

とある。松平容保は、家臣を京都に探查させた結果、京都では「夷人を嫌い候人情」だったので、幕府が「夷人を御叮嚀に御取扱い」とすると、「種々の変乱」が生じる恐れがあるとし、幕府に「叡慮に応じ、人情に相叶い、御国体も相立ち、君臣御一致の御処置」を取るよう建議した。その対策として、「長崎、箱館、横浜の儀はこれまで通り据え置かれ、御殿山の夷館、摂泉の開港、御府内の留住、遊歩の事など、御英断御拒絶」するように説いた。この建言は、「こぞって開港に傾」いた幕府首脳に「事務に通じない意見」として排斥され、実行されずに終わった<sup>59</sup>が、松平容保は決して開国に反対し、鎖国を主張しているわけではない。その証拠に、彼はこの建言書において、「皇国のみ鎖国孤立と申すにては、彼の事情を知ってその長所を取るに由なく、攻守の道も充分届きがた」とし、外国との「往来互市」が進むに従い、「大艦、巨砲もでき、海軍の御備えも相立ち、武備充実の助け」となることを指摘している。松平容保は「三港はそのまま据え置」くように建議したが、それと同時に「条約制度改正致」すことを説いた。つまり、彼があえて三港を鎖すようなことを建言したのは、あくまでも国内の安定を図るため、「君臣御一致の御処置肝要」と考えたためであり、その本心は開国論を肯定していたのである。

このように、松平容保は公武の間を周旋する柔軟性を持ち合わせている。これをきっかけに、松平容保は上京後、孝明天皇を始め、前関白近衛忠熙ら攘夷慎重派の公家の信任を得て、文久三年（1863）八月十八日の政変に際し、彼らと手を組むことができたといえよう。

## 二、中庸路線

文久二年（1862）十二月二十四日、松平容保は京都守護職として入京した。しかし、会津藩への京都守護職任命は、京都ではあまり歓迎されてい

<sup>58</sup> 『京都守護職始末』一、p30～33。傍線は筆者が付け加えたものである。

<sup>59</sup> 同上、p33。

なかった。『官武通紀』には風説として、

- 一 会津藩は、兼て殺氣盛之所に御座候得ば、上京之上は薩長等と拮抗仕、戦争等引出し不申候哉、実に不安心之事なりとて、世間風唱に御座候。
- 一 此度会津侯上京之上は、如何様之儀仕候哉、公家堂上方も疑惑仕居候様相見得、浪士共も少々恐怖之様子、且又永井公御町奉行被仰付候儀も余程疑居候由、尤も堂上方にては、永井公は先年外国奉行も相勤候得ば、迎も攘夷之事は不承知に可有之、如何様之所存に可有御座候哉杯と、種々之風唱仕居候様子に相見得申候、
- 一 会津侯之儀、爰元にては好評も相聞得不申、何故の訳に可有之哉、国僻の殺氣有之故と被存候、…〈後略〉<sup>60</sup>

などが挙げられている。また、『七年史』に、

- 一日議奏正親町三條大納言実愛は、所司代<sup>61</sup>に語りて曰く、京都守護の職は、往古源氏に命ぜられし例あれども、断絶して既に久し、徳川氏に至りて、井伊藤堂に命じ、京師を保護なさしめ来りしに、今度遠き陸奥の諸侯に任命あるも、威儀言語京様に慣はねば、幕府の得策にあらずとて、暗に其上京を拒ましむるの意ありけり。<sup>62</sup>

とある。以上二通の史料から見られたように、京都の人にとって、会津藩は「国僻の殺氣これ有」る上、「威儀言語京様に慣」らないものであり、この任命によって、幕府の親藩と積極開国派の永井尚志が「守護職一町奉行」というように連携を取ると、攘夷論を弾圧し、浪士を鎮圧するどころか、諸藩と争って京都を戦争の場と化する恐れがあると受け取られた。松平容保が京都守護職として「如何様の所存に有るべく御座候や」と見当もつかず、そのため「公家堂上方も疑惑仕り居り候よう相見え、浪士共も少々恐怖の様子」であった。安政五年（1853）、幕府の大老井伊直弼によって、尊攘運動派の公家・志士が大量に処罰されたこと（安政の大獄）を考えると、ごく自然な反応といえよう。しかし、当の京都守護職は、浪士鎮撫について、懐柔策で行くつもりであった。

文久三年（1863）一月、松平容保は町奉行の旧弊を一掃しようと、安政

<sup>60</sup> 「松平肥後守殿始末」、「官武通紀」十三（文久二年）、『確定幕末史史料大成』、p345～346。

<sup>61</sup> 牧野備前守忠恭、越後長岡藩主、文久二年（1862）八月二十四日～同三年（1863）六月十一日在任。（『日本史総覧』IV 近世一、p39）

<sup>62</sup> 『七年史』上、p100～101。

年間に幽閉されていた平塚瓢齋らを赦し、与力に挙げた。また儒者の中島永吉ら志士と称し処罰されたものを許した。<sup>63</sup> さらに、二月四日、町奉行を通して次の触れを出した。

攘夷御一決之此節御改革被仰出候ニ付而ハ、旧弊一新人心協和候様無之候而者不相成儀候処、近来輦轂之下私ニ殺害等之義有之、畢竟言語壅蔽諸有志不行届キ之所致与深恐入候次第ニ付、上下之情実貫通致し、皇国之御為御不為ニ係候儀ハ勿論、内外大小事となく善悪とも隠匿致居候事とも聊無憚筋々江可申出候

但し、忌諱を憚候儀も有之候ハ、封書ニ而直様差出し可申、又自身聞届候儀も可有之候

右之趣御武家并町在等不洩様可被相触候

二月

右之通、松平肥後守殿御沙汰に付、洛中洛外不洩様可相触もの也

亥二月<sup>64</sup>

松平容保は浪士の横行の原因を「言語壅蔽」、「上下の情実貫通」しないことに帰し、この触れを出し、今後は意見があれば「封書」を出すか、或いは「自身聞届」けるようにと浪士に呼びかけた。この触れについて、一橋慶喜は「浪士の言論を自由ならしむるは、啻に抗言跋扈の煩擾を生ずるの憂ひあらん」<sup>65</sup>と反対し、所司代牧野忠恭も実行を拒んだ<sup>66</sup>ため、京都守護職の独断で発布した。

しかし、この触れに応じて、京都守護職に所存を話した浪士はまれで、浪士による天誅活動が続き、<sup>67</sup> 第一節で述べたような攘夷期限を迫る事態も起きた。そこで、二月十五日、一橋慶喜・松平慶永・松平容保・山内豊信・伊達宗城らが二条城に会し、浪士の処置を相談した。一橋慶喜・松平慶永は逮捕を主張するが、松平容保は「玉石混淆でことごとく追捕すれば、戊午（＝安政五年）の大獄の再演にな」と包容を主張する。結局、互いに譲歩し、脱藩者はその主家に帰らせ、主人のない者は幕府が養うように議決した。<sup>68</sup> 翌十六日、朝廷より在京諸藩に「今以乱妨の所業不相止風聞

<sup>63</sup> 『京都守護職始末』一、p P44～45。『七年史』上、p167-168。

<sup>64</sup> 京都町触研究会編、『京都町触集成』第十二巻、岩波書店 1986、p183。

<sup>65</sup> 『七年史』上、p171。

<sup>66</sup> 同上、p182～183。

<sup>67</sup> 二月七日、土佐前藩主山内豊信の館前に唐橋村惣助の首と、攘夷期限決定を迫る封書が投げ込まれる。（『京都守護職始末』一、p52～53）

<sup>68</sup> 『京都守護職始末』一、p59。

頻に有之候間、早々被吟味、右様の義無之様、屹度可被取計候」<sup>69</sup>と伝達されが、松平容保は関白鷹司輔熙に前議を報告し、浪士の処置を会津藩に任せ、逮捕を中止させた。その後、会津藩兵に市街を巡邏させた。<sup>70</sup>

京都守護職が本格的に浪士逮捕に手を染めたのは、文久三年（1863）二月二十二日に起きた足利尊氏三代の梟首事件以降である。<sup>71</sup> しかし、その直後に出された町触には、

当月廿二日夜、尊王之名義を仮私意ヲ以横行ニ及び、足利三代將軍木像之首を抜取梟首致し、種々雑言を書頭候間有之者共召捕候、畢竟朝廷官位之重を不憚奉輕蔑、天朝ニ至宥免難相成、猶吟味之上罪科ニ可処事ニ候、乍去、精忠正義、実々尊攘を志候者ハ、朝廷固より被遊御満足、幕府ニ而も御採用相成候事ニ候得ハ、聊無疑心置忠義を励、心得違無之様一統へ急度可被申聞事

二月

右之通松平肥後守殿御沙汰ニ付、洛中洛外不洩様可相触もの也<sup>72</sup>

とある。足利尊氏の木像を梟首にした者は、尊王の名義を騙って、「朝廷官位の重を憚からず、輕蔑奉り、天朝ニ至り宥免難」いので、「吟味の上罪科ニ処すべ」きである。しかし、尊皇攘夷の気風は否定できないせいか、「実々尊攘を志候者ハ、朝廷固より御満足遊ばされ、幕府ニても御採用」するというように、梟首の行為を罰するどころか、その犯人を褒めるような言い方を取った。結局、この触れは浪士に方向を誤らないように勧告しただけに止まっている。このように、八月十八日の政変まで、松平容保は京都守護職として、治安維持のために兵力を出していたが、激烈な鎮圧には至らず、あくまでバランス調和のための中庸路線をとっていた。

同じ公武合体を主張する大藩でありながら、薩摩藩は藩主の実父である島津久光が率兵上京の上、幕政改革の建白書を出し、勅使下向を警護するまで華麗な演出を遂げた。一方、会津藩は東北にあり、もともと西国には知られていない上、文久三年（1863）前半において目立った行動が見られず、重職にありながら、薩摩藩に比べて霞んでいた。八月十八日の政変が起きて、世上には政変を長州藩と薩摩藩の政争によるものと判断し、松平容保を罵る張り紙には「頼逆賊、薩人之太刀蔭奉、要（筆者注一擁カ）

<sup>69</sup> 『七年史』上、p197～198。

<sup>70</sup> 『京都守護職始末』一、p60。

<sup>71</sup> 同上、p72～78。

<sup>72</sup> 『京都町触集成』第十二巻、p426。

朝廷、逞暴威、不知其实為薩人所害」<sup>73</sup>とあり、薩摩藩に利用されて、朝廷を擁して政変を行ったといわれている。これなども、この中庸路線によるものであろう。

このような中庸路線は、京都守護職と公家たちとの付き合い方からも伺える。松平容保は公武合体論を主張し、攘夷慎重論であったことは、前述の通りである。それで彼は上京後、以上の二つの主張を持ち、近衛忠熙・二条斉敬ら朝廷で穏健派と目される者と親交を深めた。これについて、詳しくは第四章に述べる。ところが、注目すべきことは、京都守護職はそれと同時に、即時攘夷派の三条実美らとも連絡を取っていることである。京都守護職を拝命した後、上京に先立って、松平容保は家老田中玄清、藩士野村左兵衛・小室金吾・外島機兵衛・柴秀次・大庭恭平・柿沢勇記・宗像直太郎らに京都の情勢を視察させた。<sup>74</sup> 田中玄清らはまず、かつて会津長沼流の兵学を学んだ戸田大和守忠至<sup>75</sup>の仲介で、その宗家である正親町三条実愛に謁見した。<sup>76</sup> また、松坂の富豪世古格太郎の紹介で三条実美に謁し、勅使待遇改善のために周旋し、会津藩士はそれから時々三条家に入出し、諸事を談じあうこととなった。<sup>77</sup> このため、京都守護職は上京以前から、「この両卿のおかげで、(筆者注一朝廷のことは) ほぼ伺い知ることができた」<sup>78</sup>という。

このようなルートがあったので、前掲松平容保の三港差置くという意見書は、三条実美を通して「乙夜の御覧に供」することができた。孝明天皇は「この議はどうやら中正で、すぐさま実行にうつすべきであると仰せられ、御手許に留め置かれ」た。これが松平容保が天皇の信任を得た始まりであったという。<sup>79</sup> 勅使待遇の改善といい、この意見書の内容といい、どちらも激しく対立した軸の両端にある者の間を取る妥協策だが、バランスを重視し、中庸路線をとることによって、松平容保は三条たちからも天皇からも好感を獲得したのである。

会津藩主従がこのように中庸路線に執心したのは、それなりに重要な理由がある。会津藩の名が世間に広く知られていなかったからである。『鞅掌録』には次のような一節がある。

<sup>73</sup> 『鈴木大雑集』三、p502～503。句読は筆者によるものである。

<sup>74</sup> 『京都守護職始末』一、p28～29。

<sup>75</sup> 下野宇都宮藩主戸田越前守忠恕の一族で、当時は間瀬和三郎と称し、文久三年(1863)閏八月十四日、修陵を命ぜられた。(『七年史』上、p102)

<sup>76</sup> 『京都守護職始末』一、p39。

<sup>77</sup> 同上、p33～34。

<sup>78</sup> 同上、p40。

<sup>79</sup> 同上、p34～35。『官武通紀』(p346)には、「右御建白之由、叡慮に相叶ひ候廉も有之哉に御座候得共、何分薩長二藩之為め被相妨、逆も被相行候儀有之間敷と申事に御座候」とある。

上国ノ人会津ナルヲ知ル者少ク、或ハ標札ニ書セルヲ読ミテ、カイツハ何ノ  
辺ノ国ソト問フモノアリ。堂上ニモ一人眷顧セラルハモノナク、只視テ親藩トシ  
幕習ヲ以テ之ヲ斥ケ、或ハ我藩風偏氣ニシテ往々殺伐ヲ好メリト誤リ伝フル者  
有ヲ以テ、為ニ疑懼セラルノミ。<sup>80</sup>

京都には「会津」という地名さえ読めない者が多く、しかも会津藩は公家との間に姻戚関係がないので、上京後頼れるものもいなかった。さらに、京都守護職入京の景況をみると、その立場の弱さがいっそう明白になる。『京都守護職始末』によると、文久二年（1862）十二月二十四日、「一里あまりにわた」った守護職の行列を、町奉行が部下を従えて三条橋の東に迎えた。「路の両側に羅列して、その行列を見る市民が蹴上から黒谷まで、すきまもなくつづ」いた。松平容保は本禅寺で旅装を礼服に改め、関白近衛忠熙の邸に至り、天機を伺いしてから、旅館とした黒谷の金戒光明寺に入った。<sup>81</sup> それから所司代牧野備前守忠恭をはじめ、近畿の幕吏や諸侯などが来訪し、酒宴を挙げたという。<sup>82</sup> この入京はいかにも盛大のように書かれているが、「所司代の頭に据える」<sup>83</sup> 役職にしては相応しいかどうか、いまいち考える必要がある。

同時代に出された京都町触れをみると、文久二年（1862）九月、牧野忠恭が所司代として入京する時、「御道筋掃除」をし、その前日と当日は「車止」を命じた。<sup>84</sup> また、「二条城番場内所司代御通行之節、往来之者不行儀無之様町人百姓至迄通り掛り可致平伏」など、市中を通るに際しても一々触れが出た。<sup>85</sup> 文久三年（1863）正月、一橋中納言慶喜や尾張前大納言慶勝が上京する時には、当日「町々火之元無油断入念」するよう、「御城番場並諸向御出之節、行掛り往来人平伏」せよと命じた。<sup>86</sup> このように、幕府関係の諸侯が入京し、市内を通り、二条城に入るなどに際して、民衆に対して無礼にならないよう特別に触れを出している。それに比べて、京都守護職については、文久二年八月に「松平肥後守殿京都守護職被仰附候間、其段落中洛外江可相触もの也」<sup>87</sup> と触れただけであった。新しくできたポストなので、京都の人に馴染まないのは当然だが、鄭重に扱うような触れも見られないのはなぜだろうか。京都所司代は、守護職入京の迎えにも出

<sup>80</sup> 「鞆掌録」一、『会津藩庁記録』三、p351。句読は筆者がつけたものである。

<sup>81</sup> 『京都守護職史始末』一、p38。

<sup>82</sup> 『七年史』上、p162～163。

<sup>83</sup> 同注 48。

<sup>84</sup> 『京都町触集成』第十二巻、p408。

<sup>85</sup> 同上、p408～409。

<sup>86</sup> 同上、p421。

<sup>87</sup> 同上、p406。

ず、前述言路洞開の命令に対しても協力を拒んでいた。ここから、幕府側の人間でも京都守護職という役職に疑問を持っていたことが伺えよう。幕府側でさえこの扱い振りでは、いわんや京都の人たちが京都守護職に対し、不信を抱くわけである。松平容保が入京後、早くも関白近衛忠熙や中川宮らに謁見を求め、素志を明かした<sup>88</sup>のは、このような状況を知り、それを改善するため、一刻も早く仲間を作りたかったからであろう。もし会津藩が尾張藩や一橋家ぐらいの知名度があれば、このような根回しをする必要もなかったであろう。

以上述べたように、松平容保は即時攘夷派と攘夷慎重派の間を歩く中庸路線を選んだ原因は、公武合体を推進するため、①京都の実状を知り、②過激行動を取る浪士を丸め、③公武合体論を主張する仲間を確保し、そうでない者が仕事の邪魔にならないようにする、などが考えられる。結果として京都守護職は即時攘夷派から信任を得ることができず、即時攘夷派の意のままに大和親征行幸の勅が出されたことになり、それを止めるために八月十八日の政変を行わざるをえなかった。しかし、開国・攘夷の対立軸において中庸路線を取ることによって、松平容保は明らかに開国派の江戸幕閣と違い、孝明天皇や近衛忠熙ら上層公家の信任を得ることができた。彼が八月十八日の政変において、上層公家と手を組むことができたのも、このためであったといえよう。

### 三、京都守護職の職掌

幕末に急場しのぎのために新しくできた京都守護職は、前述の通り、表向きの仕事の内容は京都の治安を維持することであり、そして、その目的は公武合体を推進するためであった。しかしながら、その具体的な職掌は何かというと、幕府側も深く考えずに任命したせいも、意外と漠然としたものである。文久二年（1862）閏八月十二日付の会津御用所より江戸御用所<sup>89</sup>への書翰の中には

<sup>88</sup> 松平容保は入京の翌日に近衛忠熙に謁し、三港据え置くとの意見を上申した。近衛は大いに賞嘆した。（『京都守護職始末』一、p38～39）その翌々日には鷹司輔熙と二条斉敬に会った。（『会津藩庁記録』一、p12～16）そして文久三年（1863）一月十三日には中川宮に謁し、時事を談じ合った。（『七年史』上、p166）

<sup>89</sup> 「御用所」は会津藩の運営組織であり、若年寄がこれを統轄する。会津本国と江戸・京都との間に手紙やり取りをして、藩に関する事務を取り扱っていた。（斉藤醇吉、「解題」、『幕末会津藩往復文書』下、p521）

以手紙申達候、此度京都御守護被為蒙仰候処、禁裏御築地内之儀ハ撰家親王宮門跡仏光寺等之御持前二而、色々之御次第も有之哉二而、御守護職二而ハ御築地内御駕籠二而御通行杯と御六ヶ敷、惣而御不都合ニ可有御座哉も難計、是迄御代々様御上京之節ハ公方様御名代ニ候得は、御通行ハ勿論、天盃迄も御頂戴被遊ニ而可有之候得共、御守護職と申二而ハ、外向之御警衛而已ニ而、御築地内之事ハ、御綺ひ被遊候事も如何可有之哉。禁裏御守護と申様成御名目ニ被仰立替候ハ、御築地内ハ勿論、禁中之儀へも御関係被遊候様ニも相成可申哉之由、取留候義ニハ無之候得共、京都筋巧者成者相咄候哉ニも相聞候処、万一右様之御振合ニ而ハ甚御差支ニも相成候儀ニ候処、主水殿ニ而も御内聞有之候ハ、相分り可申哉。御守護之御銘儀ニ而御差支さい無之候ハ、宜儀ニ候処、若右等之御差支も有之候ハ、禁裏御守護之銘儀ニも被成替候ハ、御差支も有之間敷哉。<sup>90</sup>

とあり、京都守護職というポストに対する疑問を述べている。まず、「京都守護職」というのは、単に京都の町を守る「外向の御警衛」を為すものだろうか、それとも天皇のいる「御築地内の事」にも関わるだろうか。もともと京都を仕切ったのは京都所司代であり、その職掌は朝廷の守護、公家・門跡の監察、京都・奈良・伏見奉行の統轄などで、幕府の西国支配の中核的役割を果す重職でもあった。<sup>91</sup>すると、所司代の上に据える守護職は、京都の一般市民を守るよりも、外国の威圧から夷人嫌いな天皇を守り、宸襟を安んじ、朝幕間の融和を進めることこそ本分であろう。これを前提にして拝命するとしたら、会津藩の兵士が禁裏御所に入ることもあるだろう。しかし「禁裏御築地内の儀ハ撰家親王宮門跡仏光寺等の御持前」であり、武家としては「惣て御不都合ニ御座あるべきやも計り難」<sup>92</sup>いので、「禁裏御守護」という特別な名目さえあれば、正々堂々と御所に入るが出来るといっている。<sup>93</sup> 会津藩には京都守護職を天皇を守る役職として認知しているが、幕府のほうにはそれを支える手筈が整っていなかったのが現状である。そこで、会津御用所は解決策を探り始めたのである。

さらに、京都守護職の職掌について、会津御用所からは二日後の閏八月

<sup>90</sup> 「密事会津往復留」、『会津藩庁記録』一、P38～39。傍線・句読は筆者が付け加えたものであり、「禁裏」「禁中」「公方様」などに対し尊敬を表すための欠字・改行は省略した。文中の「主水殿」とは京都町奉行永井主水正尚志のことである。

<sup>91</sup> 『国史大辞典』四、p341～344。

<sup>92</sup> 江戸時代は原則的に武家が公家の所有地に入ることが許されず、公家の家紋のある提灯（紋付提灯）が掲げられた場所には、町奉行の巡査が踏み込んで犯人を捕えることができなかった。この武家不入権を目当てで、進んで公家の名義上の家臣となる町人が多かった。（中村佳史、「撰家の家司たち」、高埜利彦編、『朝廷をとりまく人々』、吉川弘文館 2007、p101～103）

<sup>93</sup> 八月十八日の政変後に実現したことについては後述する。

十四日付けの江戸御用所への手紙において、

以手紙申達候、此度京都 御守護被為蒙仰候ニ付、兼而御警衛之方々ハ勿論、中国西国之諸大名方、事ある節ハ万事御家之節度ニ被随候様兼而 御台命被為在候様被成度義ニ思召候所、右ニ付而ハ先達而御内存之次第被仰立候節、凡而闔外之権為御任被下、諸家之野心暴発仕候ハ、速ニ為御征伐人数取進可申、尤九家之面々へも兼而 御沙汰有之度由、被仰立其段ニおゐてハ被仰立候通り相成筈、永井主水正様御挨拶も有之由ニ付而ハ、右之廉を始御存念之御廉共、京都表御発途被遊候迄ニハ御沙汰可有之義、斯ル御大任被為蒙 仰候ニ付、格別ニ御威権之 御沙汰無之候而ハ必至と御勤可被為行届候事ニ無之候間、於其表御如才なく御手被為尽候事ニハ可有之哉ニ候へとも、如何様之御模様ニ可有之哉ニ候得とも、如何様之御模様ニ可有之哉、御内用懸リへ被仰含、御向御内聞在之候様、此段可及御通達旨被仰付如此、已上。<sup>94</sup>

と述べ、中国・西国大名の諸大名に「事ある節ハ万事御家（会津藩）の節度ニ随われ候」ことと、諸藩の野心が爆発する時、速やかにそれを征伐できるように、守護職へ「凡て闔外の権御任せ下され」るように、幕府に「格別ニ御威権の御沙汰」を求めている。京都守護職の仕事を御所の守護と諸藩の抑制との二つに設定し、それを執行するための名分を要求したのである。しかし結局、京都守護職という名称はそのまま使うようになり、その職掌についても幕府からの直接の命令などが見られなかった。

京都守護職一行は職掌が不分明なままで京都に入ったが、京都所司代との職掌分限が曖昧なので、仕事上ギクシャクすることがあった。前述した松平容保が出した言路洞開の命令を京都所司代が拒んだことが最も明瞭な例である。その理由は、「閣老の命は、受けて奉行するは、当然の事なれども、守護職の命は、是に異なり」<sup>95</sup>ということである。直属上司として派遣してきた守護職を差し置き、所司代は相変わらず老中を上司と視ていることがわかる。そもそも京都所司代は有力譜代大名から任命され、溜間席に列し、官位は従四位下侍従、次期老中にもなりうる重職である。<sup>96</sup> それに対し、京都守護職に任じた松平容保は親藩であるが、同じ溜間詰であり、就任に際し正四位下中将に叙任したばかり<sup>97</sup>である。全体としては守護職のほうが少し上だが、京都所司代の牧野忠恭にとって、実際役職についたことのない親藩の藩主を上司と認め難かったのであろう。

<sup>94</sup> 「密事会津往復留」、『会津藩庁記録』一、P44～45。欠字は省略した。

<sup>95</sup> 『七年史』上、p182～183。

<sup>96</sup> 「幕儀参考」、『松平春嶽全集』一、P444～448。

<sup>97</sup> 『京都守護職始末』一、p28。

さらに一例を挙げると、江戸時代の幕府と朝廷との交渉ルートは「将軍→老中→京都所司代→禁裏付武家→武家伝奏→関白→天皇」<sup>98</sup>であり、所司代は京都での幕府側のトップであったが、京都守護職時代は朝廷の伝達を武家伝奏から直接に受け取るのが一般的であったが、京都守護職は就任当初のころ、所司代経由で朝廷の伝令を受けたこともある。<sup>99</sup> 幕閣は京都守護職を所司代の上司として設置したにもかかわらず、朝廷にはその位置づけがはっきり見えない実状が見られる。実際仕事の間では、「所司代の頭」の肩書きがあっても、幕府からの明確な委任書がない限り、所司代や朝廷に通用するしないのである。会津御用所が拜命前から「格別ニ御威権之御沙汰」をこだわったのは、このためであろう。

この状況を一気に変えたのは、文久三年（1863）六月二十二日、松平容保が家老田中玄清を江戸に派遣し、幕府に出した嘆願書が許可されてからである。その願書には

- 一 尾州前の大納言様を将軍の御目代として、またまた京地へ差しおかれくだされたき事。
- 一 大小目付、御勘定奉行、奥祐筆の類をも差しおかれくだされたき事。
- 一 御所より仰せきかされ候筋は、御入費相掛り候とも、大概の儀は相伺わずに手切れの取計らい致したき事。
- 一 関東へ相伺い候儀は、遅滞なく御答えくだされたき事。
- 一 梱外の全権は御任せられくだされ、以来、所司代はじめ地役人とも選挙、賞罰はもちろん、黜陟なども御委任くだされ、其の余、非常の節には京地の御固め、近国の諸侯方、大坂、奈良、伏見の奉行をはじめ、役々にも、守護職の差図をえて相勤め候よう御沙汰くだされたき事。
- 一 同付属の与力、同心差しおかれくだされたき事<sup>100</sup>

とある。幕府は第一条の尾張前大納言の件と、第三条の御所の入費を京都守護職に任せる件を断ったが、ほかは「たいてい請うがままに裁可」<sup>101</sup>した。ここに注目すべきは、第四条の「梱外の全権は御任せくだ」さるようになり、許されたことである。この嘆願書からは、前述会津御用所の提案よりも積極的に京都における庶政の権力を手に入れようとする姿勢が伺える。これによって、守護職は「所司代はじめ地役人」の統轄のみでなく、

<sup>98</sup> 藤田覚、『幕末の天皇』、p18～20。

<sup>99</sup> 文久三年（1863）三月二十八日、所司代を通して来月八幡行幸を行うことを守護職に知らせた。（『七年史』上、p259～260）

<sup>100</sup> 『京都守護職始末』一、p157～158。傍線は筆者がつけたものである。

<sup>101</sup> 同上、p158。

その任命権をも獲得した。その上、非常時には「近国の諸侯方」に対して指図することもできるようになった。譜代大名を任命することも、諸藩を動かすこともできるのであるから、実質上京都での将軍の代理人ともなったといえよう。

文久三年（1863）六月十一日、牧野備前守忠恭介の後任として、淀藩主稲葉長門守正邦が京都所司代に任命された。<sup>102</sup> 稲葉正邦は七月に上京した<sup>103</sup>が、同月二十一日、幕府は新任の所司代に、

### 稲葉長門守

京地御警衛の向の儀は、時宜により、守護職の得差図、相働候様可致旨被仰出候條、可被得其意候、以上。

非常之節、京地守護之儀は、松平肥後守得差図、相働候様大坂城代並びに右に付属致候役々の外、京地御固、近国之諸大名且伏見奈良奉行始、其他役々へ可相達候事。<sup>104</sup>

と命じた。この命令書の文言は、松平容保が六月に出した嘆願書とほぼ同じものであり、京都の警衛・守護は京都守護職の「差図を得、相働候よう」に命じ、上下関係を明確化した。『七年史』には「守護職の権力始めて重し」<sup>105</sup>と評している。稲葉正邦の就任一ヶ月も満たないうちに、八月十八日の政変が起きた。その時、所司代は守護職とともに御所に兵を出した。翌元治元年（1864）四月には、稲葉正邦の後任として、桑名藩主松平定敬が所司代に任命された。<sup>106</sup> 松平定敬は松平容保の実弟であり、在職中、京都守護職とともに、禁裏御守衛総督・摂海防禦指揮の一橋慶喜と連携し、「一会桑」<sup>107</sup>と称する佐幕勢力となり、倒幕派に忌み嫌われた。京都守護職が自分の意向によって所司代を任命し、自分の助勢として使ったといえよう。

ところで、京都守護職側は幕府から京都を仕切る実権を獲得すると同時

<sup>102</sup> 『孝明天皇紀』四、p706。文久三年（1863）六月十二日に老中板倉勝静・水野忠精から武家伝奏への言渡しがある。

<sup>103</sup> 『京都町触集成』十二、p436～437。

<sup>104</sup> 『七年史』上、p392。

<sup>105</sup> 同上。

<sup>106</sup> 『日本史総覧』IV 近世一、p39。

<sup>107</sup> 一会桑権力概念は宮地正人・井上勲によって導入し、原口清によって継承された。それらの研究によると、一会桑権力の特徴は、①朝廷と幕府との意思の一致に努め、朝幕政権に従属し、②孝明天皇の庇護を受け、関白二条斉敬ら朝廷内の寡頭専制支配者と癒着することで朝廷内の支配的地位を保つ一方、③諸侯の国政参加を極力阻止しようとし、④一橋慶喜がこの権力の中心であったなどである。家近良樹は一会桑権力による幕府の京都統制は元治元年（1864）七月十八日の禁門の変以降に成立し、その勢力は江戸の幕閣に嫌疑を抱かせるほど強かったと指摘し、一会桑における会津藩の地位を見直す見方を示した。（家近良樹、『幕末政治と倒幕運動』、吉川弘文館 1995、p56～108）

に、朝廷に対しても積極的に求めようとしたものがある。それは御所諸門の警衛権である。家近良樹「幕末最終段階における御所諸門の警備問題について—京都守護職の動向を中心に—」によると、それは「軍事的脅威に極度に弱い公家の体質を考えれば、禁裏並びに築地内の警備を担当する勢力体が、天皇・公家の依存を受けて、朝政（国政）に対する発言力を強める」<sup>108</sup>からである。それゆえ、京都守護職のみならず、ほかの諸藩も御所諸門の警衛権を狙っていた。たとえば、薩摩藩の「国父」島津久光は文久二年（1862）閏八月の上書に、従来御所諸門の警備を担った彦根藩が無力で、「当底窃盗を警候而已」であることを指摘し、非常時に番人を召し置く旧例に習い、御所の警衛を「大藩二三名へ交代致輪番」ように提案した。<sup>109</sup>また、同年十二月、勅使三条実美より幕府に「京都守護の儀は御親兵とも称すべき警衛の人数を置かれず候では、実に以て宸襟をも安らかならせられず候間、諸藩より身材強幹、忠勇氣節の徒を選ばせ」<sup>110</sup>るように伝達され、翌三年（1868）三月十八日、幕府は十万石以上の諸藩に一万石当り壮兵一名を出すように命じた。<sup>111</sup>このように、軍事力をバックに朝廷に接近しようとした諸勢力の動きは激しかった。

文久三年（1863）五月二十日、国事参政姉小路公知が朔平門外で暗殺された。その翌日、朝廷は諸藩に御所九門を警備するように命じ、

清和院門	土州	堺町門	長州
蛤門	水戸	寺町門	肥後
乾門	薩州	下立売門	仙台
今出川門	備前	中立売門	因州
石薬師門	阿州 <sup>112</sup>		

という配置であった。見ての通り、御所の守護を本分とする京都守護職の名前がなかった。会津藩側が何度も伝奏に訴えたため、同月二十七日にはつぎのように、諸藩に内側の六門の警備を命じた。

#### 口上覚

唐御門 清所御門 准后御殿御門  
右会津所司代

<sup>108</sup> 大阪経大学会編、『大阪経大論集』第44巻第3号、p139～178。

<sup>109</sup> 「村井政礼日記」、『孝明天皇紀』四、p127。

<sup>110</sup> 『京都守護職始末』一、p35～36。

<sup>111</sup> 『七年史』上、p243～244。

<sup>112</sup> 「忠能卿記」、『孝明天皇紀』四、p664。

南門前 松平紀伊守  
建春門前 上杉弾正大弼  
猿个辻辺 一柳兵部少輔  
朔平門前 奥平大膳大夫

右之通御固被仰出候ニ付、各仮番所取建相詰可申候。尤九門口御固同様、御通行之節下座御礼節不致候、此段為御心得可申入両伝被申付候。下略<sup>113</sup>

さらに、水戸藩の代りに会津藩が蛤門の警備を担当するように命じた。<sup>114</sup> 伝奏野宮定功の話によると、

上略承候一昨暁召捕候者ハ、公知朝臣斬殺人ニ違無之由ニ候。右之内一人一昨夕於町奉行所自殺致、扱々不都合夫ニ付テモ、又々混雜候。御所御警衛ハ決而左様之儀ニハ無之、過日九門御警衛会津一手ニテ可勤申出候へ共、彼衆人疑念ヲ懷候会津之事故、一个所モ会津へ不申付、外藩へ申付候処、段々願候ニ付、無扱蛤門申付候処、夫ニテハ不足之由、今一个所唐御門成トモ勤度旨、会津頻申立、不及是非次第ニ相成、無扱申付之都合ニ相成候処、夫ニテハ諸藩甚不伏之様子ニ付、無扱東門上杉、猿个辻一柳、南門芸州、北門奥平等申付ニ相成候。他ニ子細ハ無之御安心之様存候。下略

<sup>115</sup>

ということである。拝命前から自由に御所に入ることができないことを悩んだ会津藩は、姉小路公知の暗殺事件を口実に、禁裏「九門御警衛」を一気にわが手に収めようとした。しかし、それは天皇の縄張りへの幕権の侵入であり、「彼衆人疑念ヲ懷」くような結果を招いた。そのせいか、五月二十一日の諸門警衛リストには会津藩を外した。その後、会津藩が「段々願」ったので、やむをえず蛤門の警備を当てた。それでも「一个所唐御門成トモ勤度旨会津頻申立」たので、さらに唐門を担当させ、ほかの諸藩にも分けた、ということである。御所諸門の警衛権をめぐる、在京の諸藩が密かに競争していた反面、朝廷内では守護職の勢力を御所内に手を伸ばすことを警戒した様子が伺える。

一方、薩摩藩は姉小路公知暗殺の嫌疑によって、五月の末に乾門の警備を免除され、藩士の御所出入りを禁止された。<sup>116</sup> それ以降、京都において

<sup>113</sup> 「忠能卿記」、『孝明天皇紀』四、p665～666。句読は筆者がつけたものである。

<sup>114</sup> 『京都守護職始末』一、p119～121。

<sup>115</sup> 『孝明天皇紀』四、p666～667。句読は筆者がつけたものである。

<sup>116</sup> 『七年史』上、p310。五月二十六日、出雲松江藩主松平出羽守定安が代わりに乾門の警備を担当したと書いてあるが、『孝明天皇紀』（四、p668）に収められた命令書は二十九日付で、『三条実美公紀』（三、p85）には二十七日とする。なお、『三条実美公紀』（三、p90）には備前藩が代りに乾門の警備をした記述もあり、御所諸門の警衛諸藩のリストも

薩摩藩の勢力は明らかに衰勢になり、「これまで薩摩藩をたよりにしていられた中川宮も、嫌疑のかかるのを避けて、その藩士の邸へ出入りをさし止められ」<sup>117</sup>たほどであった。御所諸門の警衛を任せられた諸藩は、親藩・譜代もあるが、外様の雄藩が多かった。諸藩が御所諸門の警衛権を、朝廷に接近する手段として使うと同時に、朝廷はこの任命によって、幕府を介さないで、有力諸藩を取り込もうとしたのではなかろうか。すると、幕府の代表として在京している守護職が御所諸門の警衛に執心したのは、外様諸藩の政局への関与を食い止め、京都における幕府の朝廷内の発言力を確保するためであったといえよう。

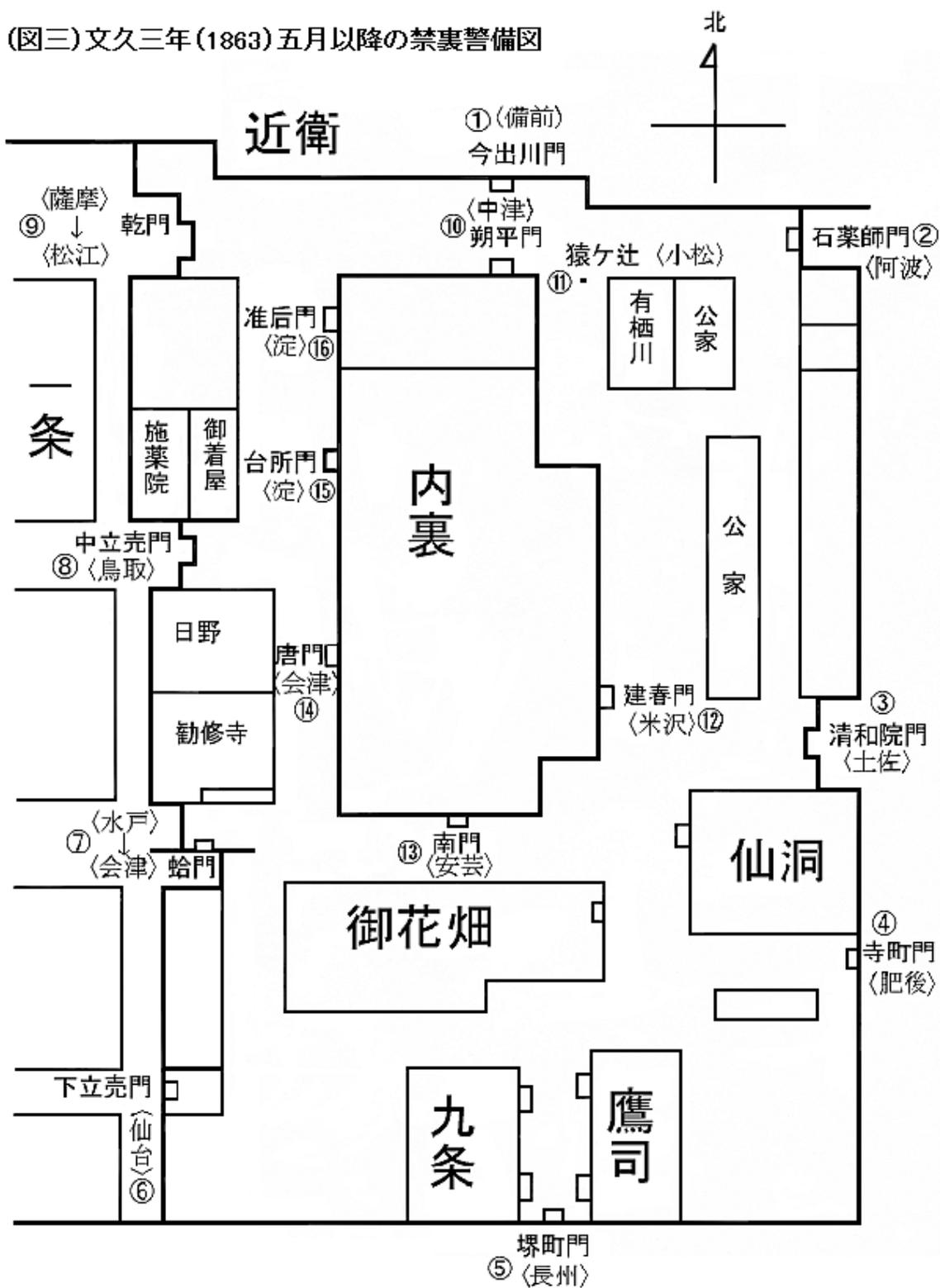
なお、文久三年（1863）五月以降の禁裏警備態勢は、図三（大きさゆえ、2ページに分けて載せる）の通りである。

番号	国・藩	親疎	石高	藩主	文久三年（1863）八月十八日の状況
①	備前岡山	外様	31万 5000石	池田茂政	藩主在京
②	阿波徳島	外様	17万 5700石	蜂須賀齊裕	世子蜂須賀茂韶在京
③	土佐高知	外様	20万 2600石	山内豊範	藩主弟山内兵之助在京
④	肥後熊本	外様	54万	細川韶邦	藩主弟長岡護久・護美在京
⑤	長門萩	外様	36万 9000石	毛利敬親	家老益田右衛門介、分家清末藩主毛利元純、岩国領主吉川監物在京
⑥	陸奥仙台	外様	62万石	伊達慶邦	
⑦	常陸水戸	親藩	25万石	徳川慶篤	5/27 免
⑦⑭	陸奥会津	親藩	23万石	松平容保	京都守護職在任
⑧	因幡鳥取	外様	32万石	池田慶徳	藩主在京
⑨	薩摩鹿児島	外様	72万 8000石	島津茂久	5月末免
⑨	出雲松江	親藩	18万 6000石	松平定安	
⑩	豊前中津	譜代	10万石	奥平昌服	
⑪	伊予小松	外様	1万石	一柳頼紹	
⑫	出羽米沢	外様	15万石	上杉齊憲	藩主在京
⑬	安芸広島	外様	42万 6000石	浅野長訓	世子浅野長勲が担当する
⑮⑯	山城淀	譜代	10万 2000石	稲葉正邦	京都所司代在任、前任は牧野忠恭（越後長岡藩 7万 4000石、6/11 まで）

ほかの史料と食い違いがある。

<sup>117</sup> 『京都守護職始末』一、p122。

(図三) 文久三年(1863)五月以降の禁裏警備図



※参考：「藩変遷表」『岩波日本史辞典』、永原慶二監修、石上英一ら編、岩波書店、1999。「大名系図」『日本史総覧』v、近世二、児玉幸多等編、新人物往来社、1973。『七年史』上、北原雅長著、マツノ書店、2007復刻。『孝明天皇紀』四、平安神宮発行、1968復刻。